

京都府子育て支援新計画

～未来っ子いきいき応援プラン～

(パブリックコメント反映案)

平成26年12月
京都府健康福祉部

I 計画の改定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 京都府では、平成19年7月に「京都府子育て支援条例」を策定し、同年12月に条例に基づく基本計画として「未来っ子いきいき応援プラン(アクションプラン)」(計画期間:~平成21年度末)を策定し、「子育て家庭を支援する環境づくり」「子育て支援に取り組む地域づくり」「子育て支援に関する意識づくり」を三本の柱として、社会全体で子育てを支援するための施策を総合的、計画的に推進し、子育て支援の充実強化に努めてきました。
- 平成20年12月には、子育て支援の基本かつ重要な施策である多様な保育環境と放課後児童クラブについて、「未来っ子いきいき応援プラン」を一部改定するとともに、平成22年3月には、計画を改定し、現行計画を基本としながらも、今後5年間に重点的に取り組む施策を位置づけ、次代を支える子どもたちが、家族や周りの人との絆を大切に作る人間性あふれた、優しくたくましく生きる力を兼ね備え、心身ともに健やかに成長できるよう、府民や、保育所・幼稚園・学校等の教育、医療機関、子育て支援団体、事業者、市町村その他関係機関などが連携・協働し、「子育て・子育て・親育ち」を社会全体で支援していく仕組みを作り、充実を図ってきたところです。
- しかしながら、依然として少子化は進行し、すでに多くの地域において、若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかるとともに、雇用情勢をはじめとする生活への不安感が拡大しており、親子のふれあう時間の減少やネグレクトなどの児童虐待の増加、いじめや不登校の問題、さらには地域社会での連帯感の希薄化、ひきこもりをする者の年齢上昇等による家庭内暴力の社会問題化などは後を絶たず、子どもを育む環境には依然として厳しいものがあります。
- こうしたことから、今後5年間を見据えた「未来っ子いきいき応援プラン」の改定に当たっては、少子化対策を国家的課題と位置づけ、国と地方が総力を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組むことが必要との基本的な認識の下に、京都府としても、少子化問題に対して、取り得る手段は全て講じるとの決意をもって、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない総合的な少子化対策に取り組むとともに、子ども・子育て支援新制度の本格施行と相まって、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していく仕組みをつくり、総合的・計画的に施策を推進していくこととします。

2 計画の期間

本計画は、平成27年4月から平成32年3月までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、京都府子育て支援条例に基づく基本計画です。

また、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」、児童福祉法に基づく「保育に関する計画」、母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭等自立促進計画」としての性格も併せ持っています。

なお、本計画の社会的養護の施策に関する事項については、児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について策定した「都道府県推進計画」と関連しているものです。

Ⅱ 計画の基本理念と基本的視点

1 基本理念

次代を支える若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、子どもを産み育てることができる環境、子どもが健やかに育つことが喜びあえる社会の実現

2 基本的視点

- 次代を支える子どもの育成と、子育ての基本となるすべての家庭への支援
- 結婚、妊娠、出産、子育ての全ての場面で切れ目のない充実した支援を府・市町村はもとより、保育所・幼稚園・学校、地域社会や企業などが世代を超えて連携・協働する、社会全体の取組として推進
- 子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮され、次代の親となるものとの認識のもと、長期的視野に立った子どもの健全育成の推進

Ⅲ 少子化対策・子育て支援策の推進体制

【オール京都体制での戦略づくり】

▶ 京都少子化対策総合戦略会議や地域戦略会議による抜本的な少子化対策の実施 【新規】

- 喫緊の課題である少子化対策については、人口減少問題として早急かつ抜本的な改革が求められていることから、学識経験者等を委員に加え、京都少子化対策総合戦略会議を核に、各広域振興局毎に設置する地域戦略会議とも連携を図りながら、地域の特性や実態を踏まえた抜本的な少子化対策を実施します。

▶ 少子化対策条例の制定 【新規】

- 未婚化・晩婚化・少産化を主な要因とする少子化への対策について、婚活から子育てまでの総合的かつ継続的な支援と、少子化を今日的な社会問題として捉え、個人、地域社会、行政、企業等、多様な視点で見直し、こどもの存在の価値と大切さ、今後の社会のあり方等をオール京都で考え、未来の京都府をつくりあげる気運の醸成やそれを支える仕組みをつくるための基本条例を制定します。

▶ 少子化・子育て支援について考える府民運動の推進 【新規】

- 少子化を今日的な社会問題と捉え、個人、地域社会、行政、企業等、多様な視点で見直し、こどもの健やかな育みを社会全体で考える第一歩にするとともに、各主体が少子化を最重点課題と認識し、創意工夫を凝らした対策を府内各地で実施・継続できるよう、オール京都体制で少子化対策を推進します。

IV 重点施策

1 出会い・結婚の土台づくり

【結婚・生活支援体制の構築】

▶ 若者の出会い・結婚から就労、住宅斡旋等少子化改善に必要なサービスを総合的に支援する拠点を整備【新規】

- 結婚を希望する独身男女の出会いの場の創出のみならず、生活に不可欠な仕事や住居等の情報も提供するなど総合的にサポートします。

【結婚しやすい環境づくり】

▶ 結婚を支援する個人や団体のネットワーク化の推進【新規】

- 結婚を望む人が結婚できる環境づくりのため、婚活支援団体等からなる「きょうと婚活支援ネットワーク会議」のネットワーク機能を強化(メンバー増、情報発信力強化等)することにより、出会いの場の確保などして、結婚を望む人が結婚できる環境を整備します。

▶ 身近な相談体制の構築【新規】

- 出会いや結婚に関する個別相談に対応できる「婚活マスター」の養成や婚活支援団体への活動支援を行うことにより相談体制を構築します。

▶ 婚活支援活動に対する支援の充実【新規】

- 安心して幅広い出会いの場を創出する団体の活動や、婚活マスターの婚活支援活動を支援します。

2 はじめての妊娠・出産に向けての土台づくり

【こども総合ステーションの設置】

▶ 地域の妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口の設置【新規】

- 妊娠・出産から子育てに至る総合相談・支援事業の拠点として、母子保健と子育て支援施策を切れ目なく提供します。また、母子保健と子育て支援の専門職員を配置し、母と子の育ちを中心に、訪問型の支援を含めきめ細かく実施します。

▶ 産前・産後ケアを支える新たな人材の確保【新規】

- 妊産婦や家族の状況、支援ニーズを踏まえ、個々に応じた支援プランを作成する産前・産後ケア専門員を養成します。
- 妊産婦及び新生児の時期特有の支援が必要であるため、母体及び児に対する適切なケアや家事支援を行うことができる産前・産後訪問支援員を養成します。
- 産前・産後ケア専門員のうち専門性に長けた者が、スーパーバイザーとして、他の産前・産後ケア専門員を指導、助言し、ネットワーク化します。

【母子保健医療提供体制の充実等】

▶ 安心して出産ができる周産期医療提供等の充実・強化【継続】

- 緊急を要する妊産婦や新生児に適切に対応するため、総合周産期母子医療センターと地域の周産期医療二次病院等を中心とした受入体制の整備を図るとともに、近畿府県との連携を含めた搬送調整システムの充実(コーディネイト体制の充実)を図り、周産期医療体制を強化します。

▶ 妊娠・出産・子育て期における母子保健体制の充実【拡充】

- 望まない妊娠に係る相談を含め、妊娠・出産などに伴う悩みや健康不安等について、関係機関や支援団体と連携し相談体制等の充実を図ります。また、不妊で悩む人に対する専門的な相談指導や情報提供による精神的なケアを実施します。

- 妊婦の健康管理の充実等を図るため、妊婦健康診査の普及、支援を行います。
- 子どもの事故防止や応急処置などに対する啓発を行い、子どもの怪我や病気の予防に取り組みます。
- 小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担を引き続き軽減するとともに、慢性的な疾病により長期の療養を必要とする児童等の健全育成・社会参加を促進するため、地域の関係者が一体となった自立支援施策の充実を図ります。

▶ 小児救急の電話相談・受入体制の充実・強化 【継続】

- 看護師や医師による急な子どもの病気等に係る電話相談体制の充実を図るとともに、小児科医によるオンコール対応も含め、地域の実情に応じた小児患者の救急受入体制を充実・強化します。また、奨学金制度等を活用し、小児科医や産婦人科医等の地域の医療機関での従事を促進します。

▶ 在宅療養児を支える地域支援体制の充実・強化 【新規】

- 地域で在宅療養を行う児童と家庭に対し、医療的ケアを含めて必要な支援を担う医師・看護師や福祉関係者のネットワークの整備を図るなど、在宅療養を支える地域の基盤づくりを促進します。

【不妊症及び不育症治療に対する支援】

▶ 全国トップクラスの不妊治療等の支援を実施 【新規】

- 不妊治療に係る経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療助成制度について、国の制度改正後も引き続き助成回数を維持するとともに、一般不妊治療助成制度を拡充し、男性不妊に係る保険適用外治療の助成を拡大することで、全国トップクラスの不妊治療助成制度を実施します。
- 不育症治療に係る経済的な負担を軽減するため、一般不妊治療助成制度を拡充します。

【結婚・妊娠等のライフデザインを考え、学ぶ機会を提供】

▶ 中学校・高等学校での乳幼児との触れ合い体験授業を実施 【新規】

- 次代を担う中学生・高校生が乳幼児と触れ合う体験等を通じて、家族の大切さや妊娠・出産子育ての意義を学ぶとともに、ライフデザインの重要性を認識する機会を設けます。

▶ マンガやアプリ等を活用し、若者に対するライフデザインの重要性を啓発 【新規】

- 「学生の街・若者の街京都」の特性を活かし、若者に対して、マンガやアプリを活用して、「結婚・妊娠・出産・育児」の基礎知識やライフプランの重要性を、小・中学生の頃から教育委員会とも連携しながら啓発します。

▶ 思春期の保健対策の推進 【継続】

- 児童・思春期に係る精神科専門診療による思春期対策を推進するとともに、妊娠・出産に係る正しい知識の普及を図るほか、性感染症のまん延防止のため、利便性に配慮した検査、相談の実施など、予防及び早期発見、早期治療を推進します。

3 子育て環境の土台づくり

【子ども・子育て支援新制度の円滑な導入】

▶ 新制度の本格実施を起点とした子育て支援環境の更なる充実 **【新規】**

- 市町村が実施したニーズ調査を踏まえ、NPOや地域の住民等と連携し、地域の実情に応じた形で子育て支援の環境整備を促進します。

▶ 多様な子育て支援につなぐコンダクターの配置 **【新規】**

- 各地域で、保護者や子どもに適切な支援が提供されるよう子育て支援コンダクターの設置を促進します。

▶ 市町村と連携した計画的な施設整備・多様な保育等の充実 **【新規】**

- 年度途中の保育所待機児童の解消も含め、市町村と連携し、保育所等の整備を進めるとともに、新たに創設される小規模保育や家庭的保育事業等きめ細やかな取組を推進します。
- ニーズ調査を踏まえ、市町村と連携して、休日・夜間保育、病児・病後児保育、一時預かり保育などの多様な保育サービスの充実を図るとともに、ファミリーサポートセンターなどの活動の充実を図ります。
- 市町村と連携して、子育てに不安を感じる保護者の孤立防止を図るため「親育ち」の取組を推進し、保護者と保育所が協働して行う交流事業などにより協働関係の構築を図ります。

▶ 教員・保育士の確保・定着・資質向上 **【新規】**

- 施設等の整備により必要となる人材の確保を図るため、養成校卒業者の府内施設への就業を促進するとともに、教育・保育経験者の再就業や定着のための支援を行います。また、従事者研修等を通じた資質向上の取組を提供します。
- 保育士有資格者の保育現場への再就業を支援するため、求人情報の提供、円滑な復帰を図るための取組の充実を図り、人材の確保・定着を図ります。 **【新規】**
- 幼児期の教育・保育の質を向上するために、保育士・幼稚園教諭が相互の知識等を身につ

けられるよう、取組を推進します。【新規】

また、保育士等の研修機会の充実により、資質の向上を図ります。【継続】

▶ 幼稚園や保育所が更に機能を発揮できる支援施策の提供 【新規】

- 地域の子育て支援の拠点施設である幼稚園や保育所が入園者だけでなく在宅で子育てを行う親に対し更に機能を発揮できるよう支援します。

▶ 総合的な放課後児童対策の充実・強化 【拡充】

- 全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごせるように、指導員に加え、多彩な活動・運営を支える人材の育成等放課後対策の充実に取り組みます。【新規】
- 共働き家庭など留守家庭を対象とした「放課後児童クラブ」と、地域住民と様々な体験・交流活動に取り組む「京のまなび教室」の連携を促進し、総合的な放課後や土・日等の対策を充実します。【継続】

【総合的な保育所整備の推進】

▶ 24時間保育の実施や地域の医療機関との連携の下、子育て経験者が、病児・病後児を預かり、共働き家庭等を支援する仕組みを構築 【新規】

- 24時間保育の実施や地域の高齢者等子育て経験者を対象に、病児・病後児を安心して預けられる者を養成・認定するなどして、地域の共働き家庭等を支援する仕組みを構築します。

【医療費助成の拡充】

▶ 子どもの医療費助成制度の拡充 【新規】

- 子育て世帯の医療費負担への不安を解消するため、子どもの医療費助成制度を拡充します。

【ライフステージに対応した住宅環境の整備】

▶ 結婚や子育て世代の住居に対する不安の軽減【新規】

- 子育て世帯にやさしい住居等を認証する制度の普及啓発を図るとともに、4LDK程度の「多子世帯型公営住宅」や「新婚DIY公営住宅」などライフステージに対応した住居モデルを提案します。

▶ 三世帯同居・近居の促進【新規】

- ^a子育てにやさしい住宅・住環境を整備し、子育て世帯の負担を軽減するため、三世帯同居や近居を促進する取組を推進します。

▶ 子育てしやすい街づくりを推進【拡充】

- 子育て家庭が求める住環境を調査・検討し、「子育てにやさしい住宅・住環境ガイドライン（仮称）」について検討を進めます。**【新規】**
- 子どもが自然に親しめる場や身近な遊び場の整備、子どもを連れて外出しやすい施設整備やユニバーサルデザイン化の推進、子育て家庭の良好な居住環境の確保について支援し、子育てに優しいまちづくりを推進します。**【継続】**

【「場」の拡充・充実】

▶ 親子が気軽に集える場や短時間乳幼児を預けられる場の拡充 **【拡充】**

- 地域子育て支援拠点や商店街の空き店舗などを活用した子育てひろばなど、親子が気軽に集える場や、育児負担の軽減、母親のリフレッシュが図れるよう、身近なところで安心して乳幼児を短時間預けられる場を幅広く拡充します。

▶ 親子の育ちを進める交流や体験、学びの場の充実【継続】

- 伝統産業や文化・スポーツ、自然に親しむ体験活動、NPOとの協働等による、地域での親同士や異年齢の子ども同士の交流、異世代交流等を推進します。
- 就学前の子どもを持つ親の子育ての悩みや不安をやわらげ、親同士のつながりを促進する活動や研修などの支援を充実します。

【企業に対する啓発や支援】

▶ ワーク・ライフ・バランスや企業内での子育て支援の推進

【拡充】

- 仕事と子育ての両立を応援する企業を支援するため、京都ワーク・ライフ・バランスセンターを拠点として、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度を推進するとともに、先進企業の取組事例の情報提供などにより、中小企業がワーク・ライフ・バランスに取り組みやすい環境づくりを進めます。【継続】
- ワーク・ライフ・バランスを推進し、安心して子どもを産み育てることができるよう、働き方の見直しアドバイザーの派遣等により、企業の実情に応じたサポートを行います。【新規】
- 医療機関や社会福祉施設等の事業所内保育所の設置や企業等における短時間勤務、在宅就業の導入など多様な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスを進める取組や支援方策の検討を行い、支援を充実していきます。【継続】
- 産前・産後休暇を取得する女性社員をもつ中小企業に対し、産休代替要員を派遣することにより、安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりを進めます。【新規】
- ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てを積極的に支援している企業を広報することにより、より多くの事業者が子育て支援の取組を行うよう施策を実施します。【新規】

▶ 男性の育児促進策の積極的展開 【新規】

- 配偶者と一緒に参加できる男性育児促進のためのイベントを開催し、男性の育児に対する意識改革を図るとともに、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業による出展・PRにより、男性が育児しやすい職場風土の普及を図ります。

【命の尊厳を伝える教育や「子育て」気運の醸成】

▶ 命の尊厳や子どもを慈しみ育むことの大切さ等について啓発の推進 【継続】

- 命の尊厳や、家族の絆・人と人との絆の大切さ、子ども産み育てることの意義や素晴らしさ等についてホームページや広報誌等での啓発を充実します。

▶ 家族や地域の絆の重要性について認識を深めるための取組の推進 【継続】

- 家族や地域の絆が深められるよう、関係機関と連携・協力して啓発に取り組みます。
- 家族の絆やふれあいの大切さを考えるきっかけづくりとなる「手紙(メール)でむすぶ家族ふれあい大賞」の取組を引き続き推進します。

▶ 家庭や地域社会における気運の醸成 【継続】

- 京都府子育て支援条例等を府民へ周知し、社会全体で子育てを応援する気運づくりを図ります。
- 子育ての意義や、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家族の絆の重要性を認識する目的で制定した、毎月19日の「きょうと育児の日」を、関係機関と連携・協力して啓発し、その定着を図ります。
- 子育て支援に積極的に取り組む企業等を表彰し、広くその取組を顕彰します。
- 男女共同参画の推進に向けて各種セミナーを開催するなど、男女が共に協力しあう子育ての推進を図ります。

【地域の子育て力を強化】

▶ 高齢者・大学生等による子どもの育ち支援 【新規】

- 高齢者・大学生等が、保育所や幼稚園で交流ができるよう、マッチングする人材の養成や、子育てボランティアを行った大学生等に対して認証制度を創設するなどの仕組みを構築します。

▶ 子どもの育ちを支援するNPO、高齢者、大学生等をつなげる仕組みづくり 【新規】

- NPO・高齢者・大学生・社会福祉法人・企業等子どもの育ちを支援する人たちが集まれる場を設定するとともに、コーディネーターを養成します。

▶ 高齢者や子育て経験者が、地域の子育て支援活動に参加する仕組みづくり 【新規】

- 京都府が認定システムをつくり、市町村が認定修了者(子育ての達人)を地域の支援活動に従事する新たな仕組みをつくります。

▶ 地域ぐるみの子育て支援等の取組の充実【継続】

- 社会全体での子育て応援を目指し、NPO等子育て支援団体、市町村、商店街、商工団体等と連携しながら「きょうと子育て応援パスポート事業」について関西府県での相互利用を進めるなど更に推進し、府民への子育て情報を発信します。
- 地域住民のボランティア活動による学習活動・部活動・環境整備・安全確保等を支援する取組を通じて、学校の教育活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備します。

▶ 子育て支援活動団体等への立ち上げ・活動促進の支援【継続】

- NPO等の立ち上げ支援やNPO等と協働した地域での自主的な子育て支援活動等を支援するとともに、地域の子育て支援活動を推進する人材の養成や、子育て支援の取組を行う府民や団体のネットワークづくりを推進します。

▶ 子育て情報を積極的に発信【継続】

- 子育て支援情報について、公民の子育て情報を集約するなど充実・強化し、ホームページや携帯電話等により「いつでも・誰でも・利用しやすい」情報の提供に努めます。

▶ 在宅で子育てを行う家庭への支援【新規】

- 地域子育て支援拠点や子育て支援センター等において、在宅で子育て中の親子の相互交流の促進を図るなど、市町村やNPO団体による多様な取り組みを支援します。

【社会参加支援】

▶ 子育て家庭の社会参加への支援【新規】

- 子育てしながら働きたい女性の就業をワンストップで支援する京都ジョブパークマザーズジョブカフェでの取組を進めるとともに、男女共同参画センターにおいては、セミナー等の開催や女性チャレンジオフィスの設置、女性の起業・経営相談の実施など、起業・NPO創業、地域活性化に取り組む女性を支援します。【新規】

4 2人目・3人目の出産に向けての土台づくり

【多子世帯の経済的負担の軽減】

▶ 第3子の幼稚園・保育園の保育料の軽減 【新規】

- 兄弟姉妹の年齢に関わらない第3子以降に係る保育料の軽減措置の検討を進めます。

▶ 多子世帯を対象とした優遇制度の検討 【新規】

- 「出産、教育等の諸手当制度」「公共交通機関の割引」「ワゴン車等を購入する際の自動車税措置」など、多子世帯の生活支援に資する優遇制度の検討を進めます。

【ライフステージに対応した住宅環境の整備】（再掲）

▶ 結婚や子育て世代の住居に対する不安の軽減 【新規】

- 子育て世帯にやさしい住居等を認証する制度の普及啓発を図るとともに、4LDK程度の「多子世帯型公営住宅」や「新婚DIY公営住宅」などライフステージに対応した住居モデルを提案します。

▶ 三世代同居・近居の促進 【新規】

- ^a子育てにやさしい住宅・住環境を整備し、子育て世帯の負担を軽減するため、三世代同居や近居を促進する取組を推進します。

▶ 子育てしやすい街づくりを推進【拡充】

- 子育て家庭が求める住環境を調査・検討し、「子育てにやさしい住宅・住環境ガイドライン（仮称）」について検討を進めます。【新規】
- 子どもが自然に親しめる場や身近な遊び場の整備、子どもを連れて外出しやすい施設整備やユニバーサルデザイン化の推進、子育て家庭の良好な居住環境の確保について支援し、子育てに優しいまちづくりを推進します。【継続】

5 子どもが健やかに育つ社会環境の土台づくり

【子どもの安心・安全の確保】

▶ 子どもの命を守るセーフティネットの充実【新規】

- 健診未受診等で所在が確認できない児童等については虐待等の可能性の高いことから、市町村において早期の状況把握・所在確認を行い、迅速な対応が行える体制構築を進めます。
- 学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の整備を図るための支援を行います。

▶ 地域における犯罪及び事故防止対策の充実【継続】

- 自治会やPTA・高齢者等のボランティアによる「子ども・地域安全見守り隊」などの子どもを見守る防犯ボランティアやこども110番のいえ・防犯情報メールの配信の充実を図り、地域コミュニティによる取組を推進します。
- 市町村や関係機関、団体等と連携して、子どもの事故防止のため、家庭内や地域での事故例等を踏まえた啓発などの取組を推進します。
- 子どもや子育て家庭等を対象とした安全読本の作成・配布や防犯教室の実施、家庭での子どもの事故防止、チャイルドシートや子どもの自転車用ヘルメットなどの普及啓発活動や交通安全教室を推進するとともに、安心して生活できる道路や交通安全施設の整備等を推進します。
- スマートフォンなどの利用に伴う青少年の被害やトラブルをなくし、安心して快適な利用ができるよう総合的な取組を進めます。

▶ 身近な相談体制の充実・質の高い相談事業の展開【継続】

- 複雑多様化する家庭問題に対する総合的・専門的な相談機関として設置した家庭支援総合センターを中核とし、南部・北部家庭支援センターとも連携し、府域全体の相談体制の強化を図ります。
- 子育ての相談に対し、地域子育て支援拠点や子育てサポートセンター、生後4か月までの乳児の家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、双子や三つ子など多胎児家庭への支援など、市町村、民生・児童委員との連携を強化し、地域ぐるみでの相談・支援体制の充実を図ります。

- 子育てに係るさまざまな悩みや相談に身近で気軽に応じる人材の育成を進めるとともに、関係機関と連携し、活動に取り組みやすい仕組みを作ります。

▶ 様々な事情を有する子どもへの支援を充実 【継続】

- ひきこもりの悩みを抱える青少年に対し、「チーム絆」による訪問支援や、「職親」事業による自立支援を推進するとともに、ひきこもりから回復した青少年を「絆パートナー」として登録し、実体験者としての経験をもとに、ひきこもり当事者のケアを行う取組を推進します。【継続】
- 非行等の問題を抱える少年に対して、非行少年等立ち直り支援チーム(ユース・アシスト)による寄り添い型支援を行うとともに、地域の民間支援団体等と連携して、少年の悩み相談や学習支援、体験活動を行う居場所を設置し、非行・再非行の防止を図ります。【継続】

【児童虐待の防止対策の取組推進】

▶ 未然防止対策の充実・強化 【拡充】

- 児童相談所、保健所、市町村、医療機関、学校、民生委員・児童委員、警察等関係機関が連携し、児童虐待防止ネットワークをさらに充実・強化します。【継続】
- 医療機関、市町村等関係機関と連携し、出産前から出産後、子育て期に至る継続した切れ目のない見守り支援体制の強化に加え、精神的・身体的にサポートの必要な子育て家庭に対する心理カウンセラー、医師、保健師等による相談・支援を行います。【一部新規】
- 地域や関係機関と連携し、孤立する家庭をださない環境づくりに向け、インターネット等を活用した子どもの発達段階に応じた情報提供など、支援を必要とする家庭に情報が届けられる体制の充実を図ります。【新規】

▶ 早期発見・早期対応に向けた体制の充実・強化 【継続】

- 児童相談所の相談体制を充実・強化し、安全確認ルールの徹底、立入検査や一時保護の実施などにより、虐待を受けた児童の安全を確保します。

▶ 再発防止対策の推進 ～保護者への支援～ 【継続】

- 子どもに対する虐待を行った保護者に対し、保護者へのグループ療法など家庭の再統合に向けた取組等を充実します。

▶ 市町村と連携した児童虐待防止対策の連携強化【拡充】

- 虐待防止アドバイザーの派遣による市町村の要保護児童対策地域協議会への運営支援に加え、市町村等地域の関係機関と児童相談所が定期的に情報交換を行うなど、市町村や地域の関係機関と連携した取組を進めます。**【継続】**
- 府要保護児童対策地域協議会を活用し、市町村域を超えた情報共有や関係機関の連携を進め、各市町村要保護児童対策地域協議会における見守り等のさらなる充実を図ります。**【新規】**

▶ こころのケアへの支援【新規】

- 心身ともに傷ついた虐待を受けた子どもたちに対して、こころのケアを行うとともに、特に性的虐待を受けた児童に対し、児童相談所と「性被害者ワンストップ相談支援センター(仮称)」が連携し、負担軽減と傷ついたこころのケアを図ります

▶ DV家庭で育つ子どもへの支援【拡充】

- DVによる子どもへの被害を防止するため、DV被害者のカウンセリングや子どもの健全な発達を支援するための相談等を実施するとともに、子どもを同伴したDV被害者の一時保護から社会的自立までの一貫した指導・援助の充実を図ります。**【継続】**
- DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に対し研修等を行い理解を深め、地域での適切な対応を支援するとともに、要保護児童対策地域協議会と連携し、見守り支援体制の充実を図ります。**【新規】**

【社会による子どもの育つ場の保障】

▶ 児童養護施設等の小規模化と家庭的養育の推進【新規】

- さまざまな事情から保護者と一緒に生活できない子どもたちが、より家庭的な環境で育つことができるよう、社会的養護推進計画により、施設の小規模化・地域分散化を進め、より家庭的な養育の推進を図ります。

▶ 里親制度の推進【新規】

- より家庭的な環境である里親への委託を進めるため、里親制度についての理解を進め、里親登録者の増加を図るとともに、里親が安心して養育を行えるよう、里親への支援体制の充実・強化を図ります。
- 家庭や地域での経験の乏しい児童養護施設に入所する児童が、短期に家庭生活を体験できる週末里親制度の普及を図ります。

▶ 児童養護施設等退所児童等の社会的自立に向けた支援【拡充】

- 児童養護施設等に入所している児童が将来に向けての夢を持ち、自らの望む社会的自立ができるよう、学習習慣定着に向け学習支援を行うとともに、地元企業等と連携した職業体験等の積み重ねによる支援を進めます。【新規】
- 虐待等により保護者からの援助が受けられず、退所後進学、就労等によりひとり暮らしを始める退所児童等に対し、身近に寄り添い相談を受けたり、気軽に集まる居場所を設置し、切れ目のない支援の充実を図ります。【継続】
- 大学等への修学支援に加え、一定期間生活支援を行うことで、進学や就職により自らの目指す道を切り拓き、貧困の連鎖からの脱却を進めます。【新規】

▶ 子どもの自主性、社会性を育む取組の推進【継続】

- 自然体験やスポーツ・文化貢献活動、世代間交流等、青少年の多様な活動・交流を支援することにより、青少年の自尊意識やフォロワーシップを育むとともに、青少年の主体性を活かし、その可能性を引き出すことにより、青少年の「社会で生きる力」を醸成します。
- 学校、家庭、自治会、NPO、関係団体等地域の幅広い団体・府民が連携・協力し、青少年の健全育成に取り組み、社会全体で支えるネットワークを充実するとともに、活動の中心となる人材育成を支援します。

【こころとからだの健やかな成長促進】

▶ こころの健やかな成長のための環境の整備【継続】

- 子どもたちの興味・関心や今日的な課題に対応した学習プログラムを取り入れるなど、きめ細かな指導を行うとともに、「京都式少人数教育」を推進することで、確かな学力の定着はもとより、一人ひとりの子どもの心のケアを実施します。
- より一層きめ細かな相談に応じられるよう、スクールカウンセラーの充実、不登校やいじめ問題等に対応する24時間の電話相談などを推進します。

▶ 健やかなからだづくり【継続】

- 子どもの体力の現状を把握し、どのようなところが不足しているかを明確にすることにより、効果的な体力向上の取組に努めます。また、トップアスリートによる指導などスポーツを行うきっかけづくりの取組を進めます。
- 子どもたちに食への関心を持たせ、栄養バランスのとれた食事をとる実践力が身につけられるよう、地元産の食材の活用や給食を通じた食育を推進します。また、「早寝・早起き・朝ごはん、プラスワン」府民運動の展開などにより、基本的な生活習慣を形成し、望ましい食習慣が身につけられるよう学校・家庭・地域が連携した食育の推進を図ります。

▶ 豊かな心を育てる【継続】

- 学校・家庭・地域が連携し、読書に親しみ生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、子どもの読書活動を推進します。
- 小学校・中学校・高等学校の成長発達段階に応じて、職場見学・職場体験・インターンシップなどを推進し、働くことの意義や大切さを実感できる取組を進めます。

▶ 幼児期における教育・保育の充実【継続】

- 幼稚園・保育所等と小学校の連携を強化し、引き続き、保育士、教員の研修等を実施するとともに、認可外保育施設の保育士に対する研修の実施等により資質向上を図ります。
- 幼稚園、保育所の連携及び認定こども園制度の活用による、幼児期における教育、保育の充実に努めます。

【障害のある子どもへの支援の充実】

▶ 一貫した支援体制の確立【継続】

- 福祉・保健・教育などの関係機関が一体となって、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制を確立します。

▶ 発達障害の早期発見・早期療養【拡充】

- 発達障害の早期発見・早期療育のため、5歳児健診や専門家を交えた判定会議によるスクリーニング、保育所等への巡回支援などを府内で幅広く展開します。
併せて、臨床心理士等に対する研修や、発達障害のこどもを持つ親に対する「ほめ方教室」や、発達障害のこどものコミュニケーション能力を高める「トレーニング」の普及などに取り組みます。

▶ 「児童発達支援センター」の整備推進【新規】

- 障害のあるこどもが地域で生活するための相談・療育拠点となる「児童発達支援センター」の整備を推進します。

▶ 聴覚障害児に対する支援【継続】

- 特別支援学校や関係機関等と連携し、聴覚障害がある乳幼児の相談、療育を支援します。

▶ 障害のある生徒に対する就職支援【拡充】

- 障害のある生徒の就職希望を実現するため、教育・ジョブパークなどの関係機関が連携して、企業実習の機会の確保や、障害のある子どもへの理解促進に努めます。

【ひとり親家庭等への支援の充実】

▶ こどもの貧困対策としてのこどもへの生活・学習支援の推進 **【新規】**

- こどもの貧困対策の取り組みの一環として、学校をプラットフォームとした地域の関係機関が連携する仕組みを構築し、生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもに対する生活・教育支援を実施するなど、貧困の連鎖の解消に向けた取組を推進します。

▶ 親と子への一体的支援の推進 **【新規】**

- 不安定雇用や低所得になりがちなひとり親家庭や、就労経験が乏しい母子家庭等の親と子が集まれる居場所を設置し、京都ジョブパークと連携した親への就業支援や相談支援と、地域やNPOと連携し、子どもへの生活・学習支援を一体的に行うことで、こころと生活の安定を図ります。

▶ 孤立化の防止 **【継続】**

- 同じ悩みを持つひとり親家庭同士の交流を進めるほか、ひとり親家庭自立支援センターや府・市町村のひとり親担当部門など、ひとり親家庭固有の問題について、いつでも相談できる体制を整え、孤立化を防ぎます。

▶ 生活援助、子育て支援の推進 **【拡充】**

- 安心して子育てをしながら就労できるよう、保育所・放課後児童クラブへの入所や、子育て・日常生活のサービスの提供、府営住宅の入居への配慮などの生活援助、子育て支援を推進します。

▶ 母子家庭等の親に対する就労支援 **【継続】**

- 就労経験が乏しい母子家庭等の親に対し、ひとり親家庭自立支援センターでの取組を強化し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした雇用に繋げていくための学び直しの支援や情報提供、資格取得に向けた職業訓練支援及び就職紹介など経済的自立のための就労支援を進めます。
- 母子家庭の母等の早期就職の実現や有期契約労働者から正規雇用等への転換が図れるよう、雇用する企業等へ交付される「キャリアアップ助成金」や「トライアル奨励金」制度などの周知を行うとともに、京都ジョブパーク、マザーズジョブカフェ、マザーズハローワークや労働局等と連

携し、母子家庭の母等の就業に向けた取り組みを進めます。

▶ **ひとり親家庭等に対する経済的支援【拡充】**

- ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当を支給するとともに、ひとり親家庭の親の技能習得や子どもの就学などに対して資金貸付けを行うなど、ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援を行います。
- 社会的にも経済的にも弱い立場にあるひとり親家庭の児童及びその親が、医療機関で受診した際の医療費の自己負担額について助成することにより、ひとり親家庭の健康の保持と福祉の向上を図ります。
- 母子家庭の子どもの養育又は教育に対し奨学金を交付するとともに、生活保護世帯や低所得世帯の高校生に対する「奨学のための給付金」の支給と併せ、学齢期の教育費等の負担軽減を図るための経済的支援を行います。

V 計画の進行管理

- 「京都府子育て支援審議会」において、計画に基づき施策の点検・評価を行うとともに、府民への公表を行います。
- 府の横断的な庁内組織である「少子化対策プロジェクト」において、総合的かつ効果的に子どもの育ちを確保する施策を推進していきます。
- 計画期間内であっても、急激な少子化をめぐる環境の変化等、計画を維持することが不適切である事態が生じた場合には、適宜、本計画を改定します。

新計画 目標指標(案)

12/1現在

目標指標 (案)	25年度実績	26年度(目標)	新規・継続の別
婚活イベント回数	—	—	新規
婚活支援団体や婚活マスター等による婚姻成立数	—	—	新規
産前・産後支援事業実施市町村数	—	—	新規
産前・産後ケア専門員による支援者数	—	—	新規
不妊・不育治療支援施策の利用者数	—	—	新規
子育て支援コンダクターによる支援者数	—	—	新規
保育所入所待機率	0.10%	0%	
ファミリーサポートセンター事業実施箇所数	19市町(組合)	17市町(組合)	
保育士・保育所マッチング支援センターにおける就職登録者数	—	—	新規
私立幼稚園預かり保育実施幼稚園数	136	120	
放課後児童クラブ待機児童数	—	—	新規
放課後子ども教室の設置市町村数	19市町(組合)	全市町(組合)	
「子ども読書活動推進計画」の策定市町村	17市町(組合)	全市町(組合) (25)	
「子育て・学習プログラム」を導入した府立高校の割合	—	—	新規
未入園児一時保育事業実施私立幼稚園数	—	—	新規
一時預かり、休日・夜間(延長)・病児病後児・事業所内・院内保育を行っている保育所の数	※		
子育てにやさしい住宅・住環境ガイドライン(仮称)に基づく、認定住宅数	—	—	新規
「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数	155企業	250企業	
子育ての達人の活動施設数			新規
子育て応援パスポート協賛店数	3,764店	4,000店	

目標指標（案）	25年度実績	26年度(目標)	新規・継続の別
マザーズジョブカフェでの相談者のうち、就職した人数	—	—	新規
「子ども・地域安全見守り隊」が活動する小学校区の数	229校区	全小学校区	
こんにちは赤ちゃん事業実施市町村数	25 市町村	全市町村	

※	25実績	26(目標)
一時預かり事業	79箇所	103箇所
延長保育事業	176箇所	164箇所
休日保育事業	8箇所	18箇所
夜間保育事業	1箇所	3箇所